平成２２年（フ）第３１５号
兵庫県姫路市八代東光寺町２番20号
債務者　小笹　重治
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４６５号
広島県東広島市八本松南６丁目12番９号
債務者　池溝　和子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６２号
広島県廿日市市佐方２丁目８番９号
債務者　中西　健志（旧姓高井）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９１６号
広島市西区小河内町１丁目19番１―107号
債務者　土井　昭典
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９１７号
広島市西区小河内町１丁目19番１―107号
債務者　土井　優子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８３号
高知市薊野東町１番35―１号
債務者　大石　佳代
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０７号
福岡市博多区東月隈５丁目22番９号
債務者　竹下ムツエ
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６８０号
福岡市早良区野芥７丁目27番38号
債務者　古川　初幸
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７５５号
福岡市南区大平寺２丁目15番33―203号
債務者　柴田健太郎
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７９０号
福岡市西区下山門２丁目24番15―502号
債務者　川渕　勇夫
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７９１号
福岡市西区下山門２丁目24番15―502号
債務者　川渕ちなみ
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８９９号
福岡県糸島市二丈吉井974番地
債務者　中村　千恵
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９０４号
福岡市南区野間１丁目13番５―1002号
債務者　敷地　光男
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９４５号
福岡市博多区昭南町１丁目４番23―201号
債務者　中島　浩美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９４９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒293番地15
債務者　谷岡　君枝
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９８３号
福岡市南区長丘１丁目３番18―203号
債務者　大山　亮二
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０９２号
福岡市博多区堅粕２丁目20番２―708号
債務者　溝上　　剛
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１０４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中220番地10
債務者　佐本　和幸
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部